## 島獣被害対策に係る補助について』

## 1 捕獲報奨金制度

県又は市から受けた有害鳥獣の捕獲許可に基づき、イノシシ、シカを捕獲した方に対して、報奨金を交付します。

※狩猟により捕獲された個体は対象外です。

2 侵入防止柵購入費の補助(申込期間:4月1日(火)~5月9日(金)) 農地への侵入を防ぐ侵入防止柵を設置する場合に、その費用の一部を補助します。

<補助対象者>

市内に住所を有し、農地を所有又は利用権設定等により農地を借用し、個人又は団体で継続的に農産物を生産する販売農家(経営耕地面積 30a 以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の方)。

- ※事前予約制のため、必ず電話にてご連絡ください。
- ※申込み前に購入した柵については対象外です。
- ※申込みの際は、必ず事前に農地の地番と所有者の把握をし、設置する予 定箇所ごとの距離の計測をお願いします。
- ※申込多数の場合は抽選とさせていただくことがあります。

( 問 小田原市農政課 TEL0465-33-1494)

3

## 狩猟免許取得経費の補助

狩猟免許の取得経費の一部(試験費用、講習会受講料)を補助します。

- ※ただし、狩猟免許取得にあたり、この補助金以外の助成を受けている場合は、その助成金額等を差し引いた金額になります。
- ※領収書は無くさないよう保管ください。

( 問 小田原市農政課 TEL0465-33-1494)

4

## くくりわな購入費等の補助

くくりわなの購入費、材料費の一部を補助いたします。ご希望の場合は JA かながわ西湘営農企画課へご連絡ください。

( 問 JA かながわ西湘営農企画課 TEL0465-46-6952)

各種補助等には、それぞれ必要な条件があります。 ご希望の場合は**必ず実施する前に小田原市 農政課又は JA かながわ西湘営農企画課 へお問い合わせ**ください。



鳥獣被害対策を行うためには、被害状況を把握する必要があります。 被害届の提出にご協力をお願いいたします。